

○神崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成18年9月22日

規則第141号

改正 平成25年2月27日議会規則第16号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、神崎市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年神崎市条例第206号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25議会規則16・一部改正)

(会派の届出)

第2条 神崎市議会政務活動費(以下「政務活動費」という。)の交付を受けようとする条例第1条に規定する会派の代表者は、会派を結成したとき又は異動が生じたときは、議長を経由して会派(結成・異動)届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派を解散したときは、議長を経由して会派解散届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(平25議会規則16・一部改正)

(交付申請等)

第3条 会派の代表者又は会派に属さない議員(以下「議員」という。)は、政務活動費の交付の申請をするときは、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第3号の1又は様式第3号の2)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請により政務活動費の交付を決定したときは、その内容を政務活動費交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(平25議会規則16・一部改正)

(変更申請等)

第4条 前条第2項による政務活動費の交付決定額に変更を生じる異動があったときは、議長を経由して政務活動費変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請により政務活動費の交付を決定したときは、その内容を政務活動費

変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（平25議会規則16・一部改正）

（申請の取下げ）

第5条 前2条の規定により決定通知を受けた後に取下げ書（様式第7号）により、政務活動費の交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る政務活動費の交付の決定はなかつたものとみなす。

（平25議会規則16・一部改正）

（交付請求）

第6条 会派の代表者又は議員は、第3条及び第4条の決定通知書を受けた日から10日以内に政務活動費交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（平25議会規則16・一部改正）

（収支報告）

第7条 条例第8条に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告は、政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収証書
- (4) 領収証書を徴することが困難な場合は会派代表者又は議員の支払証明書
- (5) その他市長が定めるもの

（平25議会規則16・旧第8条繰上・一部改正）

（会計帳簿等の整理保管）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに領収証書等の証拠書類を整理しなければならない。

（平25議会規則16・旧第9条繰上・一部改正）

（収支報告書等の保存）

第9条 議長は、政務活動費に係る収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日の年度末まで保存しなければならない。

（平25議会規則16・旧第10条繰上・一部改正）

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成 2 5 年議会規則第 1 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の神崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務活動費から適用し、施行日前にこの規則による改正前の神崎市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

会派(結成・異動)届

年 月 日

神埼市長 様

(神埼市議会議長経由)

会派の名称

代表者氏名

印

神埼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 会派の名称

2 結成(異動)年月日 年 月 日

3 代表者氏名

4 経理責任者氏名

5 所属議員

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

様式第2号(第2条関係)

会派解散届

年 月 日

神埼市長 様

(神埼市議会議長経由)

会派の名称

代表者氏名 印

神埼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日 年 月 日

様式第3号の1(第3条関係)

政務活動費交付申請書(会派)

年 月 日

神埼市長 様

(神埼市議会議長経由)

会派の名称

代表者氏名 印

神埼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり年度の政務活動費の交付を申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派の結成年月日 年 月 日
- 3 代表者氏名
- 4 経理責任者氏名
- 5 所属議員数 名(月 日現在)
- 6 交付申請額 合計 円
内訳 (前期 円 月分～ 月分)
(後期 円 月分～ 月分)
- 7 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他()

様式第3号の2(第3条関係)

政務活動費交付申請書(議員)

年 月 日

神埼市長 様

(神埼市議会議長経由)

議員氏名 印

神埼市議会議政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり
年度の政務活動費の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 合計 円
- 内訳 (前期 円 月分～ 月分)
- (後期 円 月分～ 月分)
- 2 添付書類
- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他()

様式第4号(第3条関係)

第 号

政務活動費交付決定通知書

年 月 日

様

神埼市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度の政務活動費については、次のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | | |
|---------|-------------|---|-----|-----|
| 1 交付申請額 | 合計 | 円 | | |
| 内訳 (前期 | | 円 | 月分～ | 月分) |
| (後期 | | 円 | 月分～ | 月分) |
| 2 交付決定額 | 合計 | 円 | | |
| 内訳 (前期 | | 円 | 月分～ | 月分) |
| (後期 | | 円 | 月分～ | 月分) |
| 3 交付時期 | 請求書受領後30日以内 | | | |

様式第5号(第4条関係)

政務活動費変更交付申請書			
			年 月 日
神埼市長 様			
(神埼市議会議長経由)			
会派の名称			
代表者氏名又は議員氏名			
印			
神埼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり異動があったので、政務活動費の変更交付の申請をします。			
記			
異動内容			
区分	変更後	変更前	異動年月日
会派の名称			
代表者氏名			
経理責任者氏名			
所属議員数	人	人	
交付申請額	円	円	
交付決定額	円	円	
交付請求額	円	円	

様式第6号(第4条関係)

第 号

政務活動費変更交付決定通知書

年 月 日

様

神埼市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度の政務活動費については、次のとおり決定したので通知します。

記

- | | | |
|-----------|-------------|---------|
| 1 変更交付申請額 | 合計 | 円 |
| 内訳 (前期 | 円 | 月分～ 月分) |
| (後期 | 円 | 月分～ 月分) |
| 2 変更交付決定額 | 合計 | 円 |
| 内訳 (前期 | 円 | 月分～ 月分) |
| (後期 | 円 | 月分～ 月分) |
| 3 交付時期 | 請求書受領後30日以内 | |

様式第7号(第5条関係)

取下げ書	
	年 月 日
神埼市長 様	
(神埼市議会議長経由)	
	会派の名称
代表者氏名又は議員氏名	印
年 月 日付け神埼市議会 第 号で交付決定のあった政務活動費については、取り下げます。	

様式第8号(第6条関係)

政務活動費交付請求書

年 月 日

神埼市長 様

住所又は所在地

団体の名称

議員氏名又は代表者氏名

印

年 月 日付け神埼市議会第 号で政務活動費の交付決定を受けたので、神埼市議会政務活動費に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

記

- | | | |
|---------------------|----|---------|
| 1 交付決定通知額 | 合計 | 円 |
| 内訳 (前期 | 円 | 月分～ 月分) |
| (後期 | 円 | 月分～ 月分) |
| 2 既交付額 | | 円 |
| 3 未交付額 | | 円 |
| 4 交付請求額 | | 円 |
| 内訳 (期 | 円 | 月分～ 月分) |
| 5 添付書類 | | |
| (1) 政務活動費交付決定通知書の写し | | |
| (2) その他(| |) |

様式第9号(第7条関係)

<p>政務活動費収支報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神埼市議会議長 様</p>
住所又は所在地団体の名称
議員氏名又は経理責任者氏名
印
<p>年 月 日付け神埼市議会第 号で交付決定を受けた政務活動費の収支報告書を神埼市議会政務活動費の交付に関する条例第7条に基づき、別紙のとおり提出します。</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 事業成績書</p> <p>(2) 収支決算書</p> <p>(3) 領収証書</p> <p>(4) 領収証書を徴することが困難な場合は会派代表者又は議員の支払証明書</p> <p>(5) その他()</p>

様式第1号（第2条関係）

（平25議会規則16・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平25議会規則16・一部改正）

様式第3号の1（第3条関係）

（平25議会規則16・一部改正）

様式第3号の2（第3条関係）

（平25議会規則16・一部改正）

様式第4号（第3条関係）

（平25議会規則16・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平25議会規則16・一部改正）

様式第6号（第4条関係）

（平25議会規則16・一部改正）

様式第7号（第5条関係）

（平25議会規則16・一部改正）

様式第8号（第6条関係）

（平25議会規則16・一部改正）

様式第9号（第7条関係）

（平25議会規則16・一部改正）